

淡路花博 20 周年記念花みどりフェア(プレイベント)
会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務仕様書

1 業務の目的

淡路花博 20 周年記念花みどりフェア(プレイベント)(以下、「プレイベント」という。)における会場設営・運営及び交通警備・誘導対策業務を安全かつ効率的に実施する。

2 行事概要

(1) 開催期間

令和2年 10 月 16 日(金)～令和2年 10 月 19 日(月) 4日間

(2) 開催期間

・「天地開闢～国生み神話～」(LED フラワー)

令和2年 10 月 16 日(金)～19 日(月) 18:00～21:30(予定)

・淡路島大叙事詩 D-K(デジタル掛け軸)一期一会

令和2年 10 月 16 日(金)～18 日(日) 18:00～21:30(予定)

・淡路ロハスピクニック“ALOHAS”

令和2年 10 月 17 日(土)～18 日(日) 10:00～16:00(予定)

(3) 場所

洲本市民広場周辺

(4) 内容

別紙「淡路花博 20 周年記念「花みどりフェア」(プレイベント)」参照

3 実施項目

(1) 会場設営・運営業務

ア 事前準備

(ア) プレイベント概要に従った会場設営・運営マニュアルの作成

- ・会場運営実施組織の構築
- ・会場図面の作成
- ・会場設営計画・スケジュールの作成
- ・導線図面の作成
- ・来場者サービス設備の精査
- ・会場運営要員配置計画と要員別業務内容の作成
- ・サイン計画(デザイン含む)の作成
- ・必要な備品の精査と備品リストの作成
- ・スタッフマニュアルの作成
- ・新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインの作成
- ・その他会場設営・運営で必要な項目の洗い出しと項目別詳細計画の作成

(イ) 施設管理者等の関係機関との調整

- ・各行催事(展示含む)事業者と新型コロナウイルス感染防止対策等に関する調整
- ・会場管理者との調整
- ・警察、消防その他関係機関との調整

(ウ) 危機管理計画の作成

イ 本番業務

- ・会場設営・運営マニュアルに従った会場設営・運営業務の実施
- ・会場運営本部の運営
- ・当日のスタッフへの業務説明
- ・開催期間中に変更事項・問題点等が生じた場合の解決・改善策の提言と実施
- ・事故発生時や災害発生時等の緊急時における対応
- ・業務日報の作成

(2) 交通警備・誘導対策業務

ア 事前準備

(ア) プレイイベント概要に従った交通警備・誘導対策マニュアルの作成

- ・交通警備・誘導対策実施組織の構築
- ・交通警備・誘導要員配置計画と要員別業務内容の作成
- ・駐車場計画の作成
- ・導線図面の作成
- ・必要な駐車場整備に関する計画の作成と実施
- ・車両、歩行者誘導マニュアル(満車時対応含む)の作成
- ・サイン計画(デザイン含む)の作成
- ・必要な備品の精査と備品リストの作成
- ・各種事象(交通事故等)別対応要領の作成
- ・その他交通警備・誘導対策で必要な項目の洗い出しと項目別詳細計画の作成

(イ) 関係機関との調整

- ・警察との調整
- ・道路管理者との調整
- ・駐車場管理者との調整
- ・周辺施設(商業施設、病院等)との調整

(ウ) 危機管理計画の作成

イ 本番業務

- ・交通警備・誘導対策マニュアルに従った交通警備・誘導対策業務の実施
- ・交通警備・誘導対策本部の運営
- ・当日の警備員への業務説明
- ・開催期間中に変更事項・問題点等が生じた場合の解決・改善策の提言と実施
- ・事故発生時や災害発生時等の緊急時における対応
- ・業務日報の作成

(3) 備品(サイン等)等の調達・制作・配置業務

上記(1)会場運営業務及び(2)交通警備・誘導対策業務に必要な備品等について、調達または制作し、配置する。

(4) 実施報告に関する業務

実施報告書の作成

(5) 業務推進体制の整備

本業務実施にあたっては、本業務に必要とされる経験、知識及び技能を有した専任者を配置し、状況に応じて迅速な対応ができるよう万全の業務推進体制を整備すること。

4 成果品

- ・会場設営・運営マニュアル A4版両面印刷 5部
- ・交通警備・誘導対策マニュアル A4版両面印刷 :5部
- ・実施報告書 :5部
- ・各マニュアル、実施報告書及び本業務で作成した資料等の電子ファイル(CD またはDVD) :2部

5 留意事項

- (1) 本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 本業務により取得した個人情報、主催者に無断で、第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、主催者、関係行政、その他関係者と密に連携を図ること。
- (4) 仮設物やサイン等の設置については、関係機関と十分協議すること。
- (5) 本業務の履行にあたっては、受託者は関係法令を遵守すること。